

# 条 例 議 案 の 概 要

—令和4年12月定例会—  
(追加議案)

## 目 次

議案第 149 号	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 150 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 151 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	7
議案第 152 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	26
議案第 153 号	盛岡市道の駅条例について	64

## 議案第 149 号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

## 2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.65
12月期	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.30	3.30

## 3 施行期日

- (1) 令和4年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和5年度以降の支給割合改定に係る部分 令和5年4月1日

【第1条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p>	<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p>
<p>改正 略 令和4年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p>	<p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p>
<p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>
<p>第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号）</p>	<p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。</p>	
<p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。</p>	
<p>別表 略</p>	<p>別表 略</p>

【第2条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p>	<p>○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p>
<p>改正 略 令和4年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p>	<p>盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p>
<p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>
<p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p>	<p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p>
<p>附 則 (令和4年条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5</p>	
<p>年4月1日から施行する。</p>	
<p>2及び3 略</p>	
<p>別表 略</p>	<p>別表 略</p>

## 議案第 150 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

## 2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条及び第2条関係）

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.65
12月期	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.30	3.30

## 3 施行期日

- (1) 令和4年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 令和5年度以降の支給割合改定に係る部分 令和5年4月1日

【第1条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p>
<p>改正 略 令和4年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p>	<p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p>
<p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。</p>	<p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。</p>
<p>第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号)</p>	<p>第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。</p>	
<p>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	

【第2条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>令和4年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の165」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

議案第 151 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定

令和4年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.18%	0.12%	0.25%

イ 通勤手当の改定

令和5年1月1日から交通用具利用者に対する支給月額の限度額を37,600円（現行35,500円）に改める。（第1条中第26条第2項第2号の改正規定関係）

ウ 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の5第2項の改定規定及び第2条関係）

(ア) 再任用職員以外

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	0.925	0.925	0.975
12月期	0.925	1.025	0.975
合計	1.85	1.95	1.95

(イ) 再任用職員

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	0.45	0.45	0.475
12月期	0.45	0.50	0.475
合計	0.90	0.95	0.95

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

令和4年4月1日から給料月額を改め、その改定率を0.05%とする。（第3条中別表第1の改正規定関係）

イ 期末手当の改定（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条中第8条第2項の改正規定及び第4条関係）

区分	現行	改定（4年度）	改定（5年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.65
12月期	1.625	1.675	1.65
合計	3.25	3.30	3.30

(3) 盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第5条関係）

区分	現行	改定（5年度以降）
6月期	1.225	1.275
12月期	1.225	1.275
合計	2.45	2.55

3 施行期日

(1) 2-(1)ア・ウ（令和4年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2)ア・イ（令和4年度の支給割合改定に係る部分に限る。） 公布の日

(2) 2-(1)イ 令和5年1月1日

(3) 2-(1)ウ（令和5年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2)イ（令和5年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(3) 令和5年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 <b>令和4年12月 日条例第 号</b> 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 医療職給料表(別表第2) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条から第25条の3まで 略 第4章 通勤手当 第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうちその者の負担する額がその者の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、<b>3万7,600円</b>を超えない範囲内で規則で定める額</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例 第1条から第6条まで 略 第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 行政職給料表(別表第1) (2) 医療職給料表(別表第2) ア 医療職給料表(1) イ 医療職給料表(2) 2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 第8条から第25条の3まで 略 第4章 通勤手当 第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなつた場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうちその者の負担する額がその者の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額) (2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離(育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、通勤距離及び通勤回数)に応じ、支給単位期間につき、<b>3万5,500円</b>を超えない範囲内で規則で定める額</p>

改正後	改正前
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）（職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなった場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうちその者の負担する額がその者の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）（職員が勤務所を異にして異動し、又は職員の勤務する勤務所の移転に伴い引き続き移転後の勤務所に勤務することとなった場合において、新たに1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えることとなるとき又は1箇月当たりの運賃等相当額のうちその者の負担する額がその者の異動等前に負担していた額を超えることとなるときは、当該1箇月当たりの運賃等相当額又は当該1箇月当たりの運賃等相当額から当該負担していた額を控除した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>	<p>3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>
<p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p>	<p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p>
<p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p>	<p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p>
<p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第27条から第33条の4の3まで 略</p>	<p>第27条から第33条の4の3まで 略</p>
<p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>
<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>
<p>第33条の6から第37条まで 略</p>	<p>第33条の6から第37条まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則（令和4年条例第 号）</p>	<p>附 則 略</p>
<p>（施行期日等）</p>	<p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和5年1月1日から、第2条、第4条及び第5条の規定は同年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 略</p>
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の</p>	<p>附 則 略</p>

改正後	改正前
給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第33条の5第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。	
(令和4年4月1日前の異動者の号給の調整)	
3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。	
(給与の内払)	
4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与及び第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。	
(委任)	
5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	

別表第1 行政職給料表(第7条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	1	151,400	200,200	236,400	268,300	293,300	322,100	366,200	411,800
	2	152,500	202,000	238,100	270,100	295,500	324,300	368,800	414,200
	3	153,700	203,800	239,600	271,600	297,600	326,600	371,200	416,700
	4	154,800	205,700	241,100	273,400	299,600	328,800	373,800	419,100
	5	155,900	207,200	242,400	275,100	301,500	331,000	375,700	421,000
	6	157,000	209,000	244,000	276,900	303,500	333,100	378,300	423,400
	7	158,100	210,800	245,500	278,700	305,300	335,300	380,600	425,500
	8	159,200	212,600	247,000	280,800	306,900	337,500	383,100	427,700
	9	160,200	214,200	248,200	282,700	308,800	339,400	385,500	429,700
	10	161,700	216,100	249,700	284,700	311,200	341,600	388,300	431,800
	11	163,000	217,900	251,200	286,600	313,400	343,600	390,900	434,000
	12	164,300	219,700	252,500	288,500	315,700	345,900	393,600	436,100
	13	165,500	221,100	254,000	290,500	317,800	347,700	396,000	437,800
	14	167,000	222,900	255,200	292,300	319,900	349,700	398,300	439,600
	15	168,500	224,600	256,500	293,800	322,200	351,700	400,600	441,600
	16	170,100	226,400	257,700	295,200	324,300	353,700	403,000	443,600
	17	171,200	228,100	259,100	297,000	326,200	355,500	404,800	445,600
	18	172,700	229,800	260,500	299,000	328,200	357,500	406,800	447,400

別表第1 行政職給料表(第7条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	1	147,400	197,200	233,500	266,500	292,300	322,100	366,200	411,800
	2	148,500	199,000	235,200	268,400	294,500	324,300	368,800	414,200
	3	149,700	200,800	236,700	270,200	296,600	326,600	371,200	416,700
	4	150,800	202,700	238,300	272,300	298,600	328,800	373,800	419,100
	5	151,900	204,200	239,700	274,000	300,600	331,000	375,700	421,000
	6	153,000	206,000	241,400	275,800	302,700	333,100	378,300	423,400
	7	154,100	207,800	242,900	277,600	304,900	335,300	380,600	425,500
	8	155,200	209,600	244,500	279,700	306,900	337,500	383,100	427,700
	9	156,200	211,200	245,700	281,700	308,800	339,400	385,500	429,700
	10	157,700	213,100	247,200	283,700	311,200	341,600	388,300	431,800
	11	159,000	214,900	248,800	285,600	313,400	343,600	390,900	434,000
	12	160,300	216,700	250,100	287,500	315,700	345,900	393,600	436,100
	13	161,500	218,100	251,600	289,600	317,800	347,700	396,000	437,800
	14	163,000	219,900	253,000	291,500	319,900	349,700	398,300	439,600
	15	164,500	221,600	254,300	293,400	322,200	351,700	400,600	441,600
	16	166,100	223,400	255,700	295,200	324,300	353,700	403,000	443,600
	17	167,300	225,200	257,300	297,000	326,200	355,500	404,800	445,600
	18	168,900	226,900	258,800	299,000	328,200	357,500	406,800	447,400

改正後										改正前									
19	174,10	231,40	261,90	301,20	330,20	359,30	408,70	449,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
20	175,50	232,90	263,40	303,20	332,20	361,20	410,60	450,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
21	176,80	234,20	265,00	305,10	334,00	363,10	412,50	452,70	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
22	179,30	235,80	266,70	307,20	336,10	365,00	414,30	454,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
23	181,80	237,50	268,40	309,20	338,10	367,10	416,10	455,70	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
24	184,40	239,00	270,00	311,40	340,20	369,00	418,00	457,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
25	186,80	240,00	271,80	313,10	341,60	371,00	419,80	458,60	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
26	188,50	241,50	273,60	315,20	343,60	372,90	421,30	459,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
27	190,10	242,80	275,30	317,20	345,50	374,90	422,90	461,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
28	191,80	244,00	277,00	319,20	347,40	377,00	424,50	462,40	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
29	193,30	245,20	278,70	320,90	349,00	378,50	426,10	463,40	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
30	195,10	246,20	280,40	323,00	350,90	380,30	427,40	464,10	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
31	196,90	247,20	282,20	325,10	352,80	382,10	428,70	464,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
32	198,60	248,30	283,70	327,20	354,70	383,70	429,90	465,60	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
33	200,20	249,40	284,90	328,40	356,60	385,50	431,10	466,30	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
34	201,60	250,30	286,60	330,40	358,40	386,90	432,40	467,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
35	203,10	251,20	288,30	332,40	360,20	388,50	433,80	467,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
36	204,70	252,20	290,00	334,50	361,90	390,10	435,00	468,50	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
37	206,00	253,10	291,60	336,40	363,30	391,50	436,20	469,00	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
38	207,30	254,40	293,30	338,30	364,60	392,70	437,00	469,60	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
39	208,50	255,60	295,10	340,30	366,10	393,90	437,80	470,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
40	209,80	257,00	296,90	342,20	367,50	395,00	438,60	470,80	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
41	211,10	258,30	298,40	344,20	368,80	396,10	439,20	471,30	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
42	212,40	259,70	300,20	346,10	369,70	397,30	439,90	471,80	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
43	213,70	260,90	301,70	347,90	370,80	398,50	440,60	472,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
44	215,00	262,10	303,30	349,80	371,90	399,70	441,30	472,50	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
45	216,20	263,20	304,90	351,30	372,70	400,40	442,10	472,80	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
46	217,50	264,40	306,60	352,70	373,60	401,10	442,90	473,10	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
47	218,80	265,70	308,20	354,20	374,50	401,80	443,30	473,40	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
48	220,10	266,90	310,00	355,80	375,40	402,50	444,10	473,70	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
49	221,10	268,00	310,90	357,40	376,30	403,10	444,60	474,00	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
19	170,40	228,50	260,50	301,20	330,20	359,30	408,70	449,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
20	171,90	230,10	262,30	303,20	332,20	361,20	410,60	450,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
21	173,20	231,50	263,90	305,10	334,00	363,10	412,50	452,70	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
22	175,90	233,20	265,60	307,20	336,10	365,00	414,30	454,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
23	178,50	234,90	267,30	309,20	338,10	367,10	416,10	455,70	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
24	181,20	236,50	268,90	311,40	340,20	369,00	418,00	457,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
25	183,80	237,50	270,80	313,10	341,60	371,00	419,80	458,60	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
26	185,50	239,00	272,60	315,20	343,60	372,90	421,30	459,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
27	187,10	240,40	274,30	317,20	345,50	374,90	422,90	461,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
28	188,80	241,60	276,00	319,20	347,40	377,00	424,50	462,40	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
29	190,30	242,80	277,80	320,90	349,00	378,50	426,10	463,40	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
30	192,10	244,00	279,50	323,00	350,90	380,30	427,40	464,10	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
31	193,90	245,00	281,30	325,10	352,80	382,10	428,70	464,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
32	195,60	246,30	282,80	327,20	354,70	383,70	429,90	465,60	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
33	197,20	247,60	284,30	328,40	356,60	385,50	431,10	466,30	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
34	198,60	248,60	286,20	330,40	358,40	386,90	432,40	467,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
35	200,10	249,80	288,10	332,40	360,20	388,50	433,80	467,90	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
36	201,70	251,10	290,00	334,50	361,90	390,10	435,00	468,50	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
37	203,00	252,00	291,60	336,40	363,30	391,50	436,20	469,00	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
38	204,30	253,30	293,30	338,30	364,60	392,70	437,00	469,60	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
39	205,50	254,50	295,10	340,30	366,10	393,90	437,80	470,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
40	206,80	255,90	296,90	342,20	367,50	395,00	438,60	470,80	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
41	208,10	257,30	298,40	344,20	368,80	396,10	439,20	471,30	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
42	209,40	258,70	300,20	346,10	369,70	397,30	439,90	471,80	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
43	210,70	259,90	301,70	347,90	370,80	398,50	440,60	472,20	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
44	212,00	261,10	303,30	349,80	371,90	399,70	441,30	472,50	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
45	213,20	262,30	304,90	351,30	372,70	400,40	442,10	472,80	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
46	214,50	263,50	306,60	352,70	373,60	401,10	442,90	473,10	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
47	215,80	264,80	308,20	354,20	374,50	401,80	443,30	473,40	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
48	217,10	266,00	310,00	355,80	375,40	402,50	444,10	473,70	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
49	218,20	267,10	310,90	357,40	376,30	403,10	444,60	474,00	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									

改正後								改正前							
50	222,20	269,00	312,40	358,20	377,20	403,70	445,00	50	219,30	268,20	312,40	358,20	377,20	403,70	445,00
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
51	223,20	270,20	313,90	359,40	378,00	404,20	445,40	51	220,30	269,50	313,90	359,40	378,00	404,20	445,40
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
52	224,20	271,30	315,50	360,40	378,80	404,60	445,80	52	221,40	270,80	315,50	360,40	378,80	404,60	445,80
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
53	225,20	272,30	317,10	361,30	379,50	405,00	446,20	53	222,50	271,80	317,10	361,30	379,50	405,00	446,20
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
54	226,10	273,30	318,70	362,40	380,20	405,30	446,60	54	223,50	272,90	318,70	362,40	380,20	405,30	446,60
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
55	227,10	274,40	320,30	363,30	380,90	405,60	447,00	55	224,50	274,20	320,30	363,30	380,90	405,60	447,00
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
56	228,00	275,50	321,90	364,40	381,60	405,90	447,30	56	225,50	275,50	321,90	364,40	381,60	405,90	447,30
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
57	228,30	276,40	323,40	365,30	382,10	406,20	447,60	57	225,80	276,40	323,40	365,30	382,10	406,20	447,60
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
58	229,10	277,50	324,60	366,10	382,70	406,50	448,00	58	226,60	277,50	324,60	366,10	382,70	406,50	448,00
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
59	229,80	278,40	325,80	366,80	383,30	406,80	448,30	59	227,40	278,40	325,80	366,80	383,30	406,80	448,30
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
60	230,50	279,50	327,00	367,50	384,00	407,10	448,60	60	228,10	279,50	327,00	367,50	384,00	407,10	448,60
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
61	231,20	280,60	327,70	367,90	384,40	407,40	448,90	61	228,80	280,60	327,70	367,90	384,40	407,40	448,90
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
62	232,00	281,60	328,60	368,50	385,10	407,70		62	229,80	281,60	328,60	368,50	385,10	407,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
63	232,70	282,50	329,40	369,20	385,70	408,00		63	230,60	282,50	329,40	369,20	385,70	408,00	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
64	233,30	283,50	330,20	369,90	386,30	408,30		64	231,40	283,50	330,20	369,90	386,30	408,30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
65	233,90	284,00	331,10	370,20	386,70	408,60		65	232,10	284,00	331,10	370,20	386,70	408,60	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
66	234,50	284,90	331,50	370,90	387,30	408,90		66	232,80	284,90	331,50	370,90	387,30	408,90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
67	235,20	285,60	332,30	371,60	387,90	409,20		67	233,80	285,60	332,30	371,60	387,90	409,20	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
68	235,90	286,50	333,10	372,30	388,60	409,50		68	234,80	286,50	333,10	372,30	388,60	409,50	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
69	236,60	287,60	333,90	372,60	389,00	409,70		69	235,50	287,60	333,90	372,60	389,00	409,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
70	237,20	288,40	334,60	373,20	389,50	410,00		70	236,10	288,40	334,60	373,20	389,50	410,00	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
71	237,70	289,20	335,30	373,90	390,00	410,30		71	236,60	289,20	335,30	373,90	390,00	410,30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
72	238,40	290,00	336,00	374,50	390,60	410,70		72	237,30	290,00	336,00	374,50	390,60	410,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
73	239,10	290,80	336,50	374,80	390,90	410,90		73	238,10	290,80	336,50	374,80	390,90	410,90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
74	239,70	291,30	337,10	375,40	391,30	411,20		74	238,70	291,30	337,10	375,40	391,30	411,20	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
75	240,30	291,70	337,60	376,10	391,70	411,50		75	239,30	291,70	337,60	376,10	391,70	411,50	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
76	240,80	292,20	338,20	376,70	392,10	411,70		76	239,80	292,20	338,20	376,70	392,10	411,70	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
77	241,40	292,40	338,50	377,20	392,40	411,90		77	240,50	292,40	338,50	377,20	392,40	411,90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
78	242,10	292,70	339,00	377,70	392,70			78	241,20	292,70	339,00	377,70	392,70		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
79	242,80	292,90	339,40	378,30	393,00			79	241,90	292,90	339,40	378,30	393,00		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
80	243,30	293,30	339,90	378,80	393,30			80	242,40	293,30	339,90	378,80	393,30		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		

改正後						改正前					
81	243,80	293,50	340,30	379,30	393,50	81	242,90	293,50	340,30	379,30	393,50
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
82	244,50	293,70	340,80	379,90	393,80	82	243,70	293,70	340,80	379,90	393,80
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
83	245,10	294,10	341,30	380,40	394,10	83	244,40	294,10	341,30	380,40	394,10
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
84	245,60	294,40	341,80	380,70	394,30	84	245,10	294,40	341,80	380,70	394,30
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
85	246,10	294,70	342,10	381,10	394,50	85	245,70	294,70	342,10	381,10	394,50
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
86	246,70	295,00	342,50	381,60	394,80	86	246,40	295,00	342,50	381,60	394,80
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
87	247,30	295,30	343,00	382,00	395,10	87	247,10	295,30	343,00	382,00	395,10
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
88	247,80	295,70	343,50	382,40	395,30	88	247,80	295,70	343,50	382,40	395,30
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
89	248,30	296,00	343,80	382,80	395,50	89	248,30	296,00	343,80	382,80	395,50
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
90	248,80	296,40	344,20	383,30	395,80	90	248,80	296,40	344,20	383,30	395,80
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
91	249,10	296,70	344,70	383,70	396,10	91	249,10	296,70	344,70	383,70	396,10
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
92	249,50	297,10	345,10	384,10	396,30	92	249,50	297,10	345,10	384,10	396,30
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
93	249,80	297,30	345,30	384,40	396,50	93	249,80	297,30	345,30	384,40	396,50
	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
94		297,50	345,70	384,90	396,80	94		297,50	345,70	384,90	396,80
		0	0	0	0			0	0	0	0
95		297,80	346,20	385,30	397,10	95		297,80	346,20	385,30	397,10
		0	0	0	0			0	0	0	0
96		298,20	346,60	385,70	397,30	96		298,20	346,60	385,70	397,30
		0	0	0	0			0	0	0	0
97		298,50	346,80	386,00	397,50	97		298,50	346,80	386,00	397,50
		0	0	0	0			0	0	0	0
98		298,80	347,20	386,50		98		298,80	347,20	386,50	
		0	0	0				0	0	0	
99		299,20	347,60	386,90		99		299,20	347,60	386,90	
		0	0	0				0	0	0	
100		299,60	347,90	387,30		100		299,60	347,90	387,30	
		0	0	0				0	0	0	
101		299,80	348,20	387,60		101		299,80	348,20	387,60	
		0	0	0				0	0	0	
102		300,10	348,60			102		300,10	348,60		
		0	0					0	0		
103		300,50	349,00			103		300,50	349,00		
		0	0					0	0		
104		300,80	349,40			104		300,80	349,40		
		0	0					0	0		
105		301,00	349,90			105		301,00	349,90		
		0	0					0	0		
106		301,30	350,30			106		301,30	350,30		
		0	0					0	0		
107		301,70	350,70			107		301,70	350,70		
		0	0					0	0		
108		302,00	351,10			108		302,00	351,10		
		0	0					0	0		
109		302,20	351,60			109		302,20	351,60		
		0	0					0	0		
110		302,60	352,00			110		302,60	352,00		
		0	0					0	0		
111		303,00	352,30			111		303,00	352,30		
		0	0					0	0		

改正後								
112	303,30	352,60						
	0	0						
113	303,50	353,10						
	0	0						
114	303,70							
	0							
115	304,00							
	0							
116	304,40							
	0							
117	304,60							
	0							
118	304,80							
	0							
119	305,10							
	0							
120	305,40							
	0							
121	305,80							
	0							
122	306,00							
	0							
123	306,30							
	0							
124	306,60							
	0							
125	306,90							
	0							
再任用職員	189,40	217,10	257,50	277,10	292,30	317,90	360,00	393,40
	0	0	0	0	0	0	0	0

改正前								
112	303,30	352,60						
	0	0						
113	303,50	353,10						
	0	0						
114	303,70							
	0							
115	304,00							
	0							
116	304,40							
	0							
117	304,60							
	0							
118	304,80							
	0							
119	305,10							
	0							
120	305,40							
	0							
121	305,80							
	0							
122	306,00							
	0							
123	306,30							
	0							
124	306,60							
	0							
125	306,90							
	0							
再任用職員	189,40	217,10	257,50	277,10	292,30	317,90	360,00	393,40
	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200

改正後					改正前				
26	339,800	406,100	459,200	523,000	26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	342,400	408,300	461,400	524,800	27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	344,700	410,600	463,700	526,600	28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	347,100	412,900	465,800	528,200	29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	348,900	415,000	468,100	530,000	30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	350,700	417,000	470,400	531,800	31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600	32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200	33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000	34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700	35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500	36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100	37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700	38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100	39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700	40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200	41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600	42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000	43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300	44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500	45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500	46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500	48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500	49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400	50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200	52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000	53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900	54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800	55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700	56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600	57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400	59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100	60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000	61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900	62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700	64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600	65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400		66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100		67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000		68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900		69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700		70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600		71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500		72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300		73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200		74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100		75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800		76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600		77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500		78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400		79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300		80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100		81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000		82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900		83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800		84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600		85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500		86		481,000	538,500	

改正後					
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	171,300	198,700	245,700	268,000	290,900	333,100
	2	172,700	200,600	247,500	268,900	292,600	335,200
	3	174,300	202,600	249,300	269,800	294,200	337,200
	4	175,700	204,500	251,200	270,700	296,000	339,400
	5	177,100	206,600	252,600	271,300	297,600	341,400
	6	178,600	208,700	253,900	272,300	299,400	343,600
	7	180,100	210,900	255,000	273,000	301,100	345,700
	8	181,600	213,000	256,300	273,900	302,900	347,800
	9	182,800	215,000	257,100	275,000	304,600	349,300
	10	184,500	216,400	258,000	275,600	306,200	351,300
	11	186,200	217,900	258,900	276,600	307,500	353,200
	12	187,700	219,100	259,700	277,600	308,800	355,300
	13	189,100	220,500	260,900	278,600	310,300	357,200
	14	191,100	221,900	261,900	279,600	312,000	359,300
	15	193,100	223,400	262,700	280,700	313,800	361,400
	16	195,100	224,600	263,600	281,800	315,600	363,400
	17	197,200	226,000	264,100	283,100	317,300	365,400
	18	199,200	227,500	265,000	284,300	318,900	367,500
再任用職員以外の職員	19	201,200	229,100	265,800	285,300	320,600	369,600
	20	203,200	230,600	266,600	286,500	322,400	371,700
	21	205,200	231,700	267,500	288,000	323,800	373,400
	22	207,200	233,400	268,200	289,600	325,300	375,500
	23	209,300	235,100	269,100	291,000	326,800	377,700
	24	211,400	236,700	269,900	292,300	328,300	379,700
	25	213,000	238,000	271,000	293,400	329,700	381,700
	26	214,300	239,800	271,800	295,000	331,100	383,300
	27	215,500	241,500	272,700	296,700	332,700	385,200
	28	216,800	243,200	273,700	298,200	334,300	387,100
	29	218,100	244,800	274,900	299,200	335,400	389,000
	30	219,200	246,200	276,100	300,700	336,900	390,700
	31	220,500	247,500	277,600	302,100	338,300	392,600
	32	221,600	248,600	278,900	303,600	339,800	394,400
	33	222,900	249,700	280,500	305,000	341,400	396,100
	34	224,200	250,800	281,900	306,500	342,900	397,800
	35	225,500	251,700	283,100	308,100	344,600	399,700
	36	226,800	252,700	284,300	309,700	346,100	401,400
	37	228,000	253,400	285,800	311,100	347,800	403,000
	38	229,400	254,400	287,000	312,500	349,400	404,700
	39	230,700	255,300	288,400	313,900	350,900	406,500
	40	232,100	256,300	289,700	315,500	352,500	408,300
	41	233,000	256,700	290,700	317,000	353,700	409,800

改正前					
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	166,700	194,100	242,300	265,000	289,600	333,100
	2	168,100	196,200	244,100	266,000	291,400	335,200
	3	169,700	198,300	245,900	266,900	293,000	337,200
	4	171,100	200,300	247,800	268,000	294,800	339,400
	5	172,500	202,400	249,200	268,600	296,500	341,400
	6	174,000	204,800	250,500	269,600	298,300	343,600
	7	175,500	207,100	251,600	270,400	300,000	345,700
	8	177,000	209,300	252,900	271,300	301,800	347,800
	9	178,200	211,600	253,900	272,400	303,700	349,300
	10	179,900	213,000	254,900	273,100	305,400	351,300
	11	181,600	214,500	255,800	274,200	307,100	353,200
	12	183,100	215,700	256,700	275,400	308,800	355,300
	13	184,500	217,100	258,000	276,700	310,300	357,200
	14	186,500	218,500	259,100	277,800	312,000	359,300
	15	188,500	220,000	259,900	279,100	313,800	361,400
	16	190,500	221,200	260,900	280,500	315,600	363,400
	17	192,700	222,600	261,400	281,800	317,300	365,400
	18	194,800	224,100	262,300	283,100	318,900	367,500
再任用職員以外の職員	19	196,900	225,700	263,300	284,100	320,600	369,600
	20	199,000	227,200	264,100	285,300	322,400	371,700
	21	201,000	228,300	265,000	286,900	323,800	373,400
	22	203,300	230,000	265,900	288,500	325,300	375,500
	23	205,500	231,700	266,800	289,900	326,800	377,700
	24	207,700	233,400	267,800	291,200	328,300	379,700
	25	209,600	234,700	269,100	292,500	329,700	381,700
	26	210,900	236,500	270,000	294,100	331,100	383,300
	27	212,100	238,200	271,200	295,800	332,700	385,200
	28	213,400	239,900	272,400	297,300	334,300	387,100
	29	214,700	241,500	273,600	298,600	335,400	389,000
	30	215,800	242,900	275,000	300,300	336,900	390,700
	31	217,100	244,200	276,500	301,900	338,300	392,600
	32	218,300	245,300	277,800	303,600	339,800	394,400
	33	219,600	246,600	279,500	305,000	341,400	396,100
	34	220,900	247,700	280,900	306,500	342,900	397,800
	35	222,200	248,600	282,100	308,100	344,600	399,700
	36	223,500	249,700	283,300	309,700	346,100	401,400
	37	224,700	250,600	284,900	311,100	347,800	403,000
	38	226,100	251,700	286,100	312,500	349,400	404,700
	39	227,400	252,600	287,500	313,900	350,900	406,500
	40	228,800	253,700	288,800	315,500	352,500	408,300
	41	229,700	254,100	290,100	317,000	353,700	409,800

改正後							改正前						
42	234,400	257,600	292,000	318,400	355,300	411,400	42	231,100	255,000	291,600	318,400	355,300	411,400
43	235,700	258,400	293,300	319,800	356,800	412,900	43	232,500	255,900	293,100	319,800	356,800	412,900
44	237,100	259,100	294,700	321,400	358,200	414,200	44	233,900	256,600	294,700	321,400	358,200	414,200
45	238,300	260,000	296,000	322,200	359,800	415,300	45	235,100	257,500	296,000	322,200	359,800	415,300
46	239,800	260,700	297,400	323,600	360,800	416,400	46	236,600	258,400	297,400	323,600	360,800	416,400
47	241,100	261,600	298,900	325,000	362,300	417,500	47	237,900	259,300	298,900	325,000	362,300	417,500
48	242,400	262,400	300,500	326,500	363,600	418,700	48	239,200	260,300	300,500	326,500	363,600	418,700
49	243,300	263,200	301,600	327,600	365,000	420,000	49	240,200	261,300	301,600	327,600	365,000	420,000
50	244,400	264,100	302,900	329,000	366,500	421,100	50	241,300	262,300	302,900	329,000	366,500	421,100
51	245,400	265,000	304,100	330,300	367,800	422,400	51	242,300	263,500	304,100	330,300	367,800	422,400
52	246,400	266,000	305,500	331,600	369,200	423,500	52	243,400	264,700	305,500	331,600	369,200	423,500
53	247,100	267,100	306,900	333,100	370,700	424,700	53	244,300	265,800	306,900	333,100	370,700	424,700
54	248,100	268,400	308,200	334,500	371,900	425,700	54	245,400	267,300	308,200	334,500	371,900	425,700
55	249,100	269,700	309,600	335,900	373,000	426,800	55	246,400	268,600	309,600	335,900	373,000	426,800
56	250,000	271,000	311,100	337,200	374,200	427,900	56	247,400	269,900	311,100	337,200	374,200	427,900
57	250,700	272,400	311,900	338,100	375,300	429,000	57	248,100	271,400	311,900	338,100	375,300	429,000
58	251,700	273,900	313,100	339,400	376,200	429,500	58	249,100	272,900	313,100	339,400	376,200	429,500
59	252,300	275,300	314,300	340,600	377,300	430,100	59	249,800	274,300	314,300	340,600	377,300	430,100
60	253,100	276,700	315,700	341,900	378,300	430,500	60	250,600	275,700	315,700	341,900	378,300	430,500
61	253,900	278,000	316,800	343,000	378,900	431,100	61	251,400	277,100	316,800	343,000	378,900	431,100
62	254,700	279,400	318,100	344,000	379,700	431,600	62	252,400	278,500	318,100	344,000	379,700	431,600
63	255,500	280,800	319,400	345,200	380,500	432,000	63	253,200	279,900	319,400	345,200	380,500	432,000
64	256,300	281,900	320,600	346,500	381,300	432,500	64	254,200	281,000	320,600	346,500	381,300	432,500
65	257,000	283,000	322,000	347,600	382,000	433,200	65	255,100	282,400	322,000	347,600	382,000	433,200
66	257,700	284,300	323,300	348,800	382,700	433,600	66	255,900	283,900	323,300	348,800	382,700	433,600
67	258,600	285,600	324,600	350,000	383,500	433,900	67	257,100	285,400	324,600	350,000	383,500	433,900
68	259,300	286,900	325,900	351,100	384,200	434,200	68	258,000	286,900	325,900	351,100	384,200	434,200
69	260,100	288,100	326,600	352,100	384,800	434,600	69	258,800	288,100	326,600	352,100	384,800	434,600
70	260,900	289,600	327,700	353,100	385,400		70	259,800	289,600	327,700	353,100	385,400	
71	261,800	291,100	328,800	354,200	386,100		71	260,700	291,100	328,800	354,200	386,100	
72	262,800	292,500	329,700	355,400	386,700		72	261,700	292,500	329,700	355,400	386,700	
73	264,100	293,500	331,000	356,200	387,400		73	263,100	293,500	331,000	356,200	387,400	
74	265,400	294,900	331,700	357,300	387,900		74	264,400	294,900	331,700	357,300	387,900	
75	266,500	296,100	332,900	358,400	388,600		75	265,500	296,100	332,900	358,400	388,600	
76	267,700	297,400	334,100	359,500	389,100		76	266,700	297,400	334,100	359,500	389,100	
77	268,600	298,900	335,200	360,200	389,500		77	267,700	298,900	335,200	360,200	389,500	
78	269,600	300,200	336,400	361,000	390,100		78	268,700	300,200	336,400	361,000	390,100	
79	270,800	301,400	337,500	361,800	390,600		79	269,900	301,400	337,500	361,800	390,600	
80	271,800	302,700	338,700	362,500	390,900		80	270,900	302,700	338,700	362,500	390,900	
81	272,700	303,200	339,800	363,100	391,200		81	271,800	303,200	339,800	363,100	391,200	
82	273,600	304,400	340,900	363,600	391,700		82	272,800	304,400	340,900	363,600	391,700	
83	274,600	305,500	341,900	364,200	392,100		83	273,900	305,500	341,900	364,200	392,100	
84	275,500	306,700	343,000	364,700	392,400		84	275,000	306,700	343,000	364,700	392,400	
85	276,300	307,800	344,000	365,300	392,700		85	275,800	307,800	344,000	365,300	392,700	
86	277,200	309,000	345,000	365,900	393,200		86	276,800	309,000	345,000	365,900	393,200	
87	278,100	310,300	345,900	366,500	393,700		87	277,900	310,300	345,900	366,500	393,700	
88	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100		88	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100	
89	279,800	312,700	347,900	367,400	394,400		89	279,800	312,700	347,900	367,400	394,400	
90	280,700	313,900	348,700	367,800	394,800		90	280,700	313,900	348,700	367,800	394,800	
91	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300		91	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300	
92	282,500	316,300	350,300	368,900	395,700		92	282,500	316,300	350,300	368,900	395,700	
93	283,400	317,100	350,900	369,200	396,100		93	283,400	317,100	350,900	369,200	396,100	
94	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500		94	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500	
95	285,300	318,500	352,200	370,100	397,000		95	285,300	318,500	352,200	370,100	397,000	
96	286,300	319,100	352,800	370,400	397,400		96	286,300	319,100	352,800	370,400	397,400	
97	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800		97	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800	
98	287,800	320,100	353,600	371,500	398,200		98	287,800	320,100	353,600	371,500	398,200	
99	288,400	320,800	354,100	372,000	398,700		99	288,400	320,800	354,100	372,000	398,700	
100	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100		100	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100	
101	290,100	321,900	355,100	373,100	399,600		101	290,100	321,900	355,100	373,100	399,600	
102	290,900	322,500	355,500	373,600	400,000		102	290,900	322,500	355,500	373,600	400,000	

改正後						改正前					
103	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500	103	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500
104	292,500	323,700	356,400	374,500	400,900	104	292,500	323,700	356,400	374,500	400,900
105	293,200	324,100	356,700	375,100	401,300	105	293,200	324,100	356,700	375,100	401,300
106	293,700	324,600	357,200	375,600		106	293,700	324,600	357,200	375,600	
107	294,200	325,100	357,600	376,100		107	294,200	325,100	357,600	376,100	
108	294,700	325,600	357,900	376,600		108	294,700	325,600	357,900	376,600	
109	294,900	326,000	358,400	377,300		109	294,900	326,000	358,400	377,300	
110	295,200	326,400	358,900	377,700		110	295,200	326,400	358,900	377,700	
111	295,400	326,700	359,400	378,200		111	295,400	326,700	359,400	378,200	
112	295,800	327,000	359,900	378,700		112	295,800	327,000	359,900	378,700	
113	296,100	327,400	360,400	379,300		113	296,100	327,400	360,400	379,300	
114	296,300	327,800	360,900			114	296,300	327,800	360,900		
115	296,700	328,200	361,400			115	296,700	328,200	361,400		
116	297,000	328,500	361,800			116	297,000	328,500	361,800		
117	297,300	328,700	362,200			117	297,300	328,700	362,200		
118	297,600	329,000	362,600			118	297,600	329,000	362,600		
119	297,900	329,400	363,100			119	297,900	329,400	363,100		
120	298,400	329,600	363,600			120	298,400	329,600	363,600		
121	298,700	329,800	364,000			121	298,700	329,800	364,000		
122	299,100	330,100	364,500			122	299,100	330,100	364,500		
123	299,400	330,400	365,000			123	299,400	330,400	365,000		
124	299,800	330,700	365,500			124	299,800	330,700	365,500		
125	300,000	330,900	365,900			125	300,000	330,900	365,900		
126	300,200	331,200				126	300,200	331,200			
127	300,500	331,600				127	300,500	331,600			
128	300,900	331,800				128	300,900	331,800			
129	301,100	332,100				129	301,100	332,100			
130	301,400	332,300				130	301,400	332,300			
131	301,800	332,700				131	301,800	332,700			
132	302,200	332,900				132	302,200	332,900			
133	302,400	333,200				133	302,400	333,200			
134	302,700	333,600				134	302,700	333,600			
135	303,100	334,000				135	303,100	334,000			
136	303,400	334,400				136	303,400	334,400			
137	303,600	334,700				137	303,600	334,700			
138	303,900	335,100				138	303,900	335,100			
139	304,300	335,500				139	304,300	335,500			
140	304,600	335,900				140	304,600	335,900			
141	304,800	336,200				141	304,800	336,200			
142	305,200	336,600				142	305,200	336,600			
143	305,600	336,900				143	305,600	336,900			
144	305,900	337,300				144	305,900	337,300			
145	306,100	337,600				145	306,100	337,600			
146	306,300	338,000				146	306,300	338,000			
147	306,600	338,400				147	306,600	338,400			
148	307,000	338,800				148	307,000	338,800			
149	307,200	339,100				149	307,200	339,100			
150	307,400	339,500				150	307,400	339,500			
151	307,700	339,900				151	307,700	339,900			
152	308,000	340,300				152	308,000	340,300			
153	308,400	340,600				153	308,400	340,600			
154	308,600					154	308,600				
155	308,800					155	308,800				
156	309,100					156	309,100				
157	309,400					157	309,400				
158	309,800					158	309,800				
159	310,100					159	310,100				
160	310,400					160	310,400				
161	310,800					161	310,800				
162	311,100					162	311,100				
163	311,400					163	311,400				

改正後							改正前								
	164	311,700						164	311,700						
	165	312,100						165	312,100						
	166	312,400						166	312,400						
	167	312,700						167	312,700						
	168	313,000						168	313,000						
	169	313,400						169	313,400						
再任用 職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100	再任用 職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100
備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。							備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。								
別表第3 略							別表第3 略								
参考 略							参考 略								

【第2条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略 <b>令和4年12月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の4の3まで 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<b>100分の97.5</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<b>100分の47.5</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略 <b>附 則（令和4年条例第 号）</b> <b>（施行期日等）</b></p> <p><b>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和5年1月1日から、第2条、第4条及び第5条の規定は同年4月1日から施行する。</b></p> <p><b>2から5まで 略</b></p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例 第1条から第33条の4の3まで 略</p> <p>第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<b>100分の102.5</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<b>100分の50</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>

【第3条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略 <b>令和4年12月 日条例第 号</b>	○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号 改正 略																														
盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例																														
第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)	第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)																														
第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1に掲げる給料表を適用する。	第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員(企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1に掲げる給料表を適用する。																														
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。																														
3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。	3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。																														
4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。	4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。																														
5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。	5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。																														
第7条 略 (給与条例の適用除外等)	第7条 略 (給与条例の適用除外等)																														
第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。	第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。																														
2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 20%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 60%;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の122.5</td> <td><b>100分の167.5</b></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の167.5</b>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 20%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 60%;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>第33条の2第1項</td> <td>職員が</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td>第33条の4第2項</td> <td>100分の122.5</td> <td><b>100分の162.5</b></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の162.5</b>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の167.5</b>																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の162.5</b>																													
第9条及び第10条 略 附 則 略 <b>附 則 (令和4年条例第 号)</b> <b>(施行期日等)</b>	第9条及び第10条 略 附 則 略																														
<b>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和5年1月1日から、第2条、第4条及び第5条の規定は同年4月1日から施行する。</b>																															
<b>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第33条の5第2項の規定及び改正後の任期付職員条</b>																															

改正後	改正前																																				
<p>例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。  (令和4年4月1日前の異動者の号給の調整)</p> <p>3 令和4年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  (給与の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与及び第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  (委任)</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>																																					
<p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">379,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">426,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">476,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">538,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">613,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">716,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">837,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	号給	給料月額		円	1	379,000	2	426,000	3	476,000	4	538,000	5	613,000	6	716,000	7	837,000	<p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">378,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">426,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">476,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">538,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">613,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">716,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">837,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 略</p>	号給	給料月額		円	1	378,000	2	426,000	3	476,000	4	538,000	5	613,000	6	716,000	7	837,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	379,000																																				
2	426,000																																				
3	476,000																																				
4	538,000																																				
5	613,000																																				
6	716,000																																				
7	837,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	378,000																																				
2	426,000																																				
3	476,000																																				
4	538,000																																				
5	613,000																																				
6	716,000																																				
7	837,000																																				

【第4条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																														
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><b>令和4年12月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第6条</td> <td style="text-align: center;">この条例</td> <td style="text-align: center;">この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第25条の2第2項</td> <td style="text-align: center;">職員</td> <td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の2第1項</td> <td style="text-align: center;">職員が</td> <td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の4第2項</td> <td style="text-align: center;">100分の122.5</td> <td style="text-align: center;"><b>100分の165</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則 (令和4年条例第 号)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(施行期日等)</b></p> <p><b>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和5年1月1日から、第2条、第4条及び第5条の規定は同年4月1日から施行する。</b></p> <p><b>2 から 5 まで 略</b></p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の165</b>	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第6条</td> <td style="text-align: center;">この条例</td> <td style="text-align: center;">この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第25条の2第2項</td> <td style="text-align: center;">職員</td> <td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の2第1項</td> <td style="text-align: center;">職員が</td> <td style="text-align: center;">職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第33条の4第2項</td> <td style="text-align: center;">100分の122.5</td> <td style="text-align: center;"><b>100分の167.5</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条及び第10条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の167.5</b>
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の165</b>																													
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																													
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																													
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																													
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が																													
第33条の4第2項	100分の122.5	<b>100分の167.5</b>																													

【第5条】盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号</p>	<p>○盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年10月30日条例第18号</p>
<p>改正 略 令和4年12月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p>	<p>盛岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例 第1条から第18条まで 略 (会計年度任用職員の期末手当)</p>
<p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p>
<p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p>	<p>3 前項の期末手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</p>
<p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第20条から第28条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号)</p>	<p>第20条から第28条まで 略 附 則 略</p>
<p>(施行期日等)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中盛岡市職員給与支給条例第26条第2項第2号の改正規定は令和5年1月1日から、第2条、第4条及び第5条の規定は同年4月1日から施行する。</p>	
<p>2から5まで 略</p>	

議案第 152 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

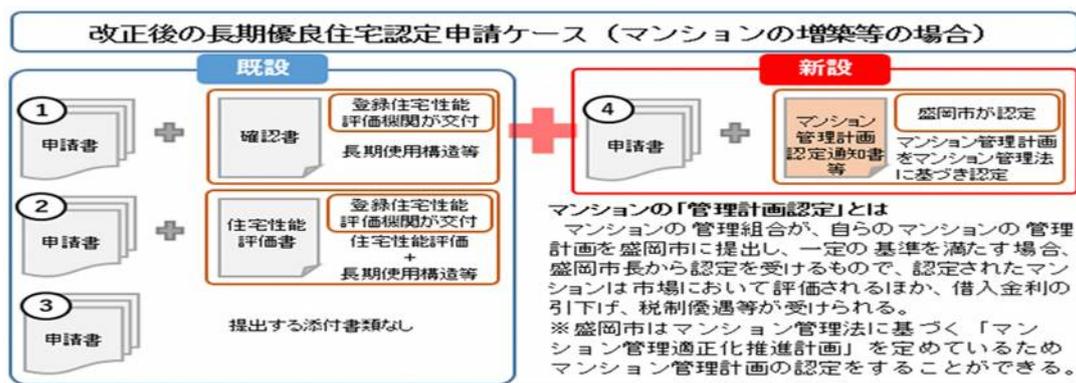
マンションの管理計画等の提出があった場合における共同住宅等の増築等に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の額を定めるほか、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関連

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画（既存マンションの増築・改築及び維持保全に関する計画）及び長期優良住宅維持保全計画（既存マンションの維持保全に関する計画）の認定において、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に規定する管理計画認定マンションについては、長期優良住宅の認定基準の一部である維持保全に関する適合性を有するものとみなされるため、当該認定審査に要する時間が短縮されることから、通常の認定申請手数料よりも低額の申請手数料を新たに定めるものである。

管理計画認定マンションの管理者等から管理計画認定通知書等の提出があった場合の認定申請手数料を別表65の11に定める。（長期優良住宅認定に係る手数料表を別紙1として添付。）



(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律関連

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定の申請類型が次のとおり改められた。

- ア 複合建築物の「非住宅部分のみ」及び「住宅部分のみ」を認定する単位の新設。
- イ 共同住宅等における住戸単位の認定の廃止。

以上により、手数料条例に規定する当該事項に係る建築物の区分等を改めようとするもの。

当該認定に関する手数料については手数料条例別表65の16に規定しているが、新設される複

合建築物の「非住宅部分」及び「住宅部分」に関する認定申請手数料の額は、制定済みである「非住宅建築物」及び「共同住宅等」の認定と審査内容が同様となることから、当該認定申請手数料と同額とするほか、共同住宅等の住戸単位に関する認定申請手数料を削除する。また、当該認定に係る変更認定申請手数料を規定している別表65の17を併せて改める。（低炭素認定に係る手数料表を別紙2として添付。）

【低炭素認定の認定単位】

建築物種別	戸建住宅の場合	共同住宅等の場合	非住宅建築物の場合	複合建築物の場合
建築物種別				
低炭素認定	■一戸建ての住宅	■共同住宅等	■人の居住の用に供する部分を有しない建築物	■住宅・非住宅複合建築物（住戸の数が1）
建築物の認定区分	①建築物全体	①建築物全体 ※住戸単位の認定は廃止	(1)工場等専用途以外 ①建築物全体 (2)工場等専用途 ①建築物全体	①建築物全体 ②非住宅部分（新設） ③住宅部分（新設） ※住戸単位の認定は廃止

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関連

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請類型が次のとおり改められた。

- ア 複合建築物の「住宅部分のみ」を認定する単位の新設。
- イ 共同住宅等における住戸単位の認定の廃止。

以上により、手数料条例に規定する当該事項に係る建築物の区分等を改めようとするもの。

当該認定に関する手数料については手数料条例別表65の22に規定しているが、新設される複合建築物の「住宅部分」に関する認定申請手数料の額は、制定済みである「共同住宅等」の認定と審査内容が同様となることから、当該認定申請手数料と同額とするほか、共同住宅等の住戸単位に関する認定申請手数料を削除する。また、当該認定に係る変更認定申請手数料を規定している別表65の23を併せて改める。（性能向上計画認定に係る手数料表を別紙3として添付。）

【性能向上計画認定の認定単位】

建築物種別	戸建住宅の場合	共同住宅等の場合	非住宅建築物の場合	複合建築物の場合
建築物種別				
性能向上計画認定	■一戸建ての住宅	■共同住宅等	■非住宅建築物	■複合建築物（住戸の数が1）
建築物の認定区分	①建築物全体	①建築物全体（住宅部分）又は（住宅部分+共用部分） ※住戸単位の認定は廃止	①建築物全体	①建築物全体 ②非住宅部分 ③住宅部分（新設） ※住戸単位の認定は廃止

### 3 施行期日

公布の日

(改正省令(令和4年11月7日施行)により新設された「誘導仕様基準」に係る認定申請の手数料の額の改定については3月議会に上程予定。)

# 別紙 1

別表65の11「長期優良住宅認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	区分	添付図書の種別			マンション管理計画 認定費別表
		添付図書集	確認書	住宅性能評価書	
65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づき長期優良住宅認定等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	ア 戸建住宅 新築 イ 戸建住宅 増築、改築、既存 ウ 共同住宅等 新築	(1) 次に掲げる建築物等 の区分に応じ、それぞれ次に定める額	—	—	—
		(ア) 500㎡以内のもの	48,000円	7,000円	—
		(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの	72,000円	10,000円	—
		(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの	112,000円	13,000円	—
		(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの	179,000円	23,000円	—
		(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの	352,000円	33,000円	—
		(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの	630,000円	61,000円	—
		(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの	1,081,000円	104,000円	—
		(ク) 30,000㎡を越えるもの	2,000,000円	171,000円	—
		(ア) 500㎡以内のもの	2,856,000円	210,000円	—
		(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの	3,499,000円	224,000円	—
		(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの	168,000円	19,000円	151,000円
		(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの	268,000円	34,000円	243,000円
	(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの	528,000円	49,000円	478,000円	
	(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの	945,000円	91,000円	876,000円	
	(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの	1,623,000円	155,000円	1,534,000円	
	(ク) 30,000㎡を越えるもの	3,001,000円	256,000円	2,841,000円	
	エ 共同住宅等 増築、改築、既存	(ア) 500㎡以内のもの	4,287,000円	315,000円	4,072,000円
		(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの	5,252,000円	335,000円	4,984,000円
(2) 略	略	略	略	略	

※別表65の12に定める計画の変更に係る認定申請の手数料は、一戸建ての住居にあっては新規の認定申請手数料と同額、共同住宅等にあっては変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。

別表65の12・・・変更認定申請手数料⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

# 別紙 2

別表65の16「低炭素認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種類		
			適合なし	適合あり	
65の16 都市の低炭素化の促進を図る法律第58条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等に関する申請に対する審査	(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額	ア ・一戸建ての住宅 ・住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（住戸の数が1であるもの） ・共同住宅等（住宅部分） ※共用部分はイの規定を準用	(ア) 200㎡以内のもの	35,000円	5,000円
			(イ) 200㎡を超え400㎡以内のもの	70,000円	10,000円
			(ウ) 400㎡を超え800㎡以内のもの	97,000円	16,000円
			(エ) 800㎡を超え2,000㎡以内のもの	136,000円	27,000円
			(オ) 2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	195,000円	45,000円
			(カ) 4,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	278,000円	80,000円
			(キ) 8,000㎡を超え16,000㎡以内のもの	376,000円	126,000円
			(ク) 16,000㎡を超え24,000㎡以内のもの	493,000円	158,000円
			(ケ) 24,000㎡を超えるもの	579,000円	169,000円
			(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	10,000円
			(イ) 300㎡を超え2,000㎡以内のもの	179,000円	27,000円
			(ウ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円	80,000円
イ ・共同住宅等（共用部分） ・住宅・非住宅複合建築物の共用部分（住戸の数が2以上であるもの） ※住宅部分はアの規定を準用			(エ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	356,000円	126,000円
			(オ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円	158,000円
			(カ) 25,000㎡を超えるもの	495,000円	198,000円
			(ア) 300㎡以内のもの	239,000円	10,000円
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	297,000円	17,000円
			(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	380,000円	27,000円
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	540,000円	80,000円
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	662,000円	126,000円
			(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	780,000円	158,000円
			(キ) 25,000㎡を超えるもの	890,000円	198,000円
			(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	10,000円
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000円	17,000円
(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	179,000円	27,000円			
(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	277,000円	80,000円			
(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	256,000円	126,000円			
(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	425,000円	158,000円			
(キ) 25,000㎡を超えるもの	495,000円	198,000円			
ウ ・非住宅建築物 （工場等専用途以外） ・住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 （工場等専用途以外）			(ア) 300㎡以内のもの	96,000円	—
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	120,000円	—
			(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	156,000円	—
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	249,000円	—
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	308,000円	—
			(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	372,000円	—
			(キ) 25,000㎡を超えるもの	451,000円	—
			(ア) 300㎡以内のもの	48,000円	—
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	63,000円	—
			(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	84,000円	—
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	154,000円	—
			(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	212,000円	—
(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	258,000円	—			
(キ) 25,000㎡を超えるもの	309,000円	—			
エ ・非住宅建築物 （工場等専用途） ・住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 （工場等専用途）			(ア) 300㎡以内のもの	48,000円	—
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	63,000円	—
オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体			(ア) 300㎡以内のもの	48,000円	—
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	63,000円	—
(2) 略			確認申請との併願時は（1）の金額に確認申請手数料追加 ア及びイに定める額にウ又はエの額を加算		

※別表65の17に定める計画の変更に係る認定申請の手数料は、変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。

別表65の17・・・変更認定申請手数料 ⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

# 別紙 3

別表65の22 「性能向上計画認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の運賃		モデル建物法 (適合証なし)
			適合証なし	適合証あり	
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物 1棟ごとに、 次に掲げる建築物等の区分 に関する法律第34条第1項のそれぞれに定める額を合算した額 エネルギー消費性能 向上計画の認定の申請に対する審査	ア ・ 一戸建ての住宅 ・ 複合建築物の住宅部分（住戸の数が1であるもの） イ ・ 共同住宅等（建築物全体） ※共用部分を除いた評価方法は、共用部分を除いた床面積 ・ 複合建築物の住宅部分（住戸の数が2以上であるもの） ※共用部分を除いた評価方法は、共用部分を除いた床面積 ウ ・ 非住宅建築物 ・ 複合建築物の非住宅部分	(ア) 200㎡以内のもの 38,000円	6,000円	—
			(イ) 200㎡を超えるもの 43,000円	6,000円	—
			(ア) 300㎡以内のもの 77,000円	11,000円	—
			(イ) 300㎡を超える2,000㎡以内のもの 127,000円	23,000円	—
			(ウ) 2,000㎡を超える5,000㎡以内のもの 217,000円	50,000円	—
			(エ) 5,000㎡を超えるもの 310,000円	89,000円	—
			(ア) 300㎡以内のもの 251,000円	11,000円	96,000円
			(イ) 300㎡を超える1,000㎡以内のもの 315,000円	19,000円	123,000円
			(ウ) 1,000㎡を超える2,000㎡以内のもの 406,000円	30,000円	161,000円
			(エ) 2,000㎡を超える5,000㎡以内のもの 590,000円	89,000円	261,000円
エ ・ 複合建築物の建築物全体	確認申請との併願時は（1）の金額に確認申請手数料追加	(ア) 10,000㎡を超える25,000㎡以内のもの 844,000円	178,000円	409,000円	
		(キ) 25,000㎡を超えるもの 962,000円	222,000円	480,000円	
		住宅部分 ア(ア)～(イ) イ(ア)～(エ)	左記の面積区分に応じ上記の手数料を合算		
		非住宅部分 ウ(ア)～(キ)			
(2) 略	※建築物の運賃による複数建築物は各建築物に応じた上記手数料を合算した額。 ※別表65の23に定める計画の変更に係る認定申請の手数料は、変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。				

別表65の23・・・変更認定申請手数料 ⇒ 上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和4年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和4年条例第 号）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市手数料条例別表65の17の項の規定は、令和4年10月1日以後に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請がされたものに係る同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項に規定する申出に係る審査を含む。以下同じ。）の手数料について適用し、同日前に同法第53条第1項に規定する認定の申請がされたものに係る同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から65の10まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</td> <td>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</td> <td>認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から65の10まで 略			65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 から65の10まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</td> <td>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</td> <td>認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 から65の10まで 略			65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1 から65の10まで 略																			
65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
1 から65の10まで 略																			
65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	認定申請1件につき、第1号に定める額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅 （人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 4万8,000円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書若しくはその写し（以下この項において「確認書」という。）又は同項に規																	

改正後		改正前	
	<p>定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）</p> <p>イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画 7万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評</p>		<p>定する住宅性能評価書若しくはその写し（以下この項において「住宅性能評価書」という。）の提出がある場合にあっては、7,000円）</p> <p>イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画 7万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万円）</p> <p>ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の12の項において同じ。）の新築に係る長期優良住宅建築等計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、1万3,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 17万9,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 35万2,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては、3万3,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 63万円（確認書又は住宅性能評</p>

改正後		改正前	
	<p>価書の提出がある場合にあつては、6万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、10万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、17万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、21万円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、22万4,000円)</p> <p>エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、1万9,000円、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画又はその写し及び当該認定管理計</p>		<p>価書の提出がある場合にあつては、6万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 108万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、10万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 200万円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、17万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 285万6,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、21万円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 349万9,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、22万4,000円)</p> <p>エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 16万8,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては、1万9,000円</p>

改正後		改正前	
	<p>画に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書又はその写し（以下この項において「認定管理計画等」という。）の提出がある場合にあっては15万1,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては3万4,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては24万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 52万8,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては4万9,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては47万8,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては9万1,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあっては87万6,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては15万5,000円、認定管理計画等の提出がある場</p>		<p>）</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26万8,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては3万4,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 52万8,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては4万9,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 94万5,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては9万1,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 162万3,000円（確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあっては15万5,000円</p>

改正後		改正前	
	<p>合にあっては153万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては 25万6,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては284万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては 31万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては407万2,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万2,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては 33万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては 498万4,000円)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備 (建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の12の項において同じ。) 及び工作物 (同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の12の項において同じ。) に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>		<p>合にあっては153万4,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 300万1,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては 25万6,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては284万1,000円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの 428万7,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては 31万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては407万2,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 525万2,000円 (確認書又は住宅性能評価書の提出がある場合にあつては 33万5,000円、認定管理計画等の提出がある場合にあつては 498万4,000円)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備 (建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の12の項において同じ。) 及び工作物 (同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の12の項において同じ。) に係る部分 9の項の右欄各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額</p>

改正後			改正前		
<p>65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額  (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 一戸建ての住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号アに定める額  イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の変更 65の11の項の右欄第1号イに定める額  ウ 共同住宅等の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに定める額  エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画の変更 65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額  (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額  (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)  (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 一戸建ての住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号アに定める額  イ 一戸建ての住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画の変更 65の11の項の右欄第1号イに定める額  ウ 共同住宅等の新築に係る長期優良住宅建築等計画の変更 65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号ウ(ア)から(ク)までに定める額  エ 共同住宅等の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画の変更 65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の11の項の右欄第1号エ(ア)から(ク)までに定める額  (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ</p>



改正後		改正前	
	<p>の項から65の24の項 までにおいて同 じ。)</p> <p>(ア) 床面積の合計 が200平方メートル 以内のもの 3万 5,000円（市長が別 に定める者があら かじめ都市の低炭 素化の促進に關す る法律第54条第1 項各号に掲げる基 準に適合している ことを証明する書 類（以下この項に おいて「適合証」 という。）の提出 がある場合にあっ ては、5,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計 が200平方メートル を超え400平方メ ートル以内のもの 7万円（適合証の 提出がある場合に あつては、1万 円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が400平方メートル を超え800平方メ ートル以内のもの 9万7,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、1 万6,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計 が800平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの 13万6,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、2 万7,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え4,000平 方メートル以内のも の 19万5,000円 （適合証の提出が ある場合にあつて は、4万5,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計 が4,000平方メー トルを超え8,000平 方メートル以内のも の 27万8,000円 （適合証の提出が ある場合にあつて は、8万円）</p> <p>(キ) 床面積の合計 が8,000平方メー トルを超え1万6,000 平方メートル以内</p>		<p>(ア) 床面積の合計 が200平方メートル 以内のもの 3万 5,000円（市長が別 に定める者があら かじめ都市の低炭 素化の促進に關す る法律第54条第1 項各号に掲げる基 準に適合している ことを証明する書 類（以下この項に おいて「適合証」 という。）の提出 がある場合にあっ ては、5,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計 が200平方メートル を超え400平方メ ートル以内のもの 7万円（適合証の 提出がある場合に あつては、1万 円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が400平方メートル を超え800平方メ ートル以内のもの 9万7,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、1 万6,000円）</p> <p>(エ) 床面積の合計 が800平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの 13万6,000円（適合 証の提出がある場 合にあつては、2 万7,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え4,000平 方メートル以内のも の 19万5,000円 （適合証の提出が ある場合にあつて は、4万5,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計 が4,000平方メー トルを超え8,000平 方メートル以内のも の 27万8,000円 （適合証の提出が ある場合にあつて は、8万円）</p> <p>(キ) 床面積の合計 が8,000平方メー トルを超え1万6,000 平方メートル以内</p>

改正後		改正前	
	<p>のもの 37万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(ク) 床面積の合計が1万6,000平方メートルを超え2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円）</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分に係るア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積（住戸の床面積に限る。）の合計の区分に応じ、それぞれ</p> <p>ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。</p>		<p>のもの 37万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円）</p> <p>(ク) 床面積の合計が1万6,000平方メートルを超え2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円）</p> <p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円）</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。）を省令第4条第3項第1号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この</p>

改正後		改正前	
	<p>65 の22の項及び65の24 の項において同 じ。)の床面積 (ア)から(カ)まで において「床面積」 という。)の合計の 区分に応じ、それぞ れ次に定める額を加 算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メートル 以内のもの 10万 9,000円(適合証の 提出がある場合に あっては、1万 円)</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの 17万9,000円(適合 証の提出がある場 合にあっては、2 万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え5,000平方 メートル以内のも の 27万7,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メー トルを超え1万平方 メートル以内のも の 35万6,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計 が1万平方メー トルを超え2万5,000 平方メートル以内 のもの 42万5,000 円(適合証の提出 がある場合にあって は、15万8,000 円)</p> <p>(カ) 床面積の合計 が2万5,000平方メ ートルを超えるも の 49万5,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、19万8,000円)</p>		<p>項、65の17の項、65 の22の項及び65の24 の項において同 じ。)の床面積 (ア)から(カ)まで において「床面積」 という。)の合計の 区分に応じ、それぞ れ次に定める額を加 算した額とし、設計 一次エネルギー消費 量を省令第4条第3 項第2号の数値とす る場合にあってはア (ア)から(ケ)までに 定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計 が300平方メートル 以内のもの 10万 9,000円(適合証の 提出がある場合に あっては、1万 円)</p> <p>(イ) 床面積の合計 が300平方メートル を超え2,000平方メ ートル以内のもの 17万9,000円(適合 証の提出がある場 合にあっては、2 万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超え5,000平方 メートル以内のも の 27万7,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計 が5,000平方メー トルを超え1万平方 メートル以内のも の 35万6,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計 が1万平方メー トルを超え2万5,000 平方メートル以内 のもの 42万5,000 円(適合証の提出 がある場合にあって は、15万8,000 円)</p> <p>(カ) 床面積の合計 が2万5,000平方メ ートルを超えるも の 49万5,000円 (適合証の提出が ある場合にあって は、19万8,000円)</p>

改正後		改正前	
	<p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。）<b>又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、65の17の項及び65の20の項から65の25の項までにおいて同じ。）（エに掲げる部分を除く。）</b></p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの<b>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）</b>第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項、65の20の項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては23万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）、同号ロに定める基準への適合性（以下この項、65の20の項及び65の24の項において「第5基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあっては29万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000</p>		<p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（エに掲げる建築物を除く。）</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの<b>省令</b>第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項、65の20の項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては23万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）、同号ロに定める基準への適合性（以下この項、65の20の項及び65の24の項において「第5基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあっては29万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000</p>

改正後		改正前	
	<p>円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては12万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては54万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては24万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては66万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては30万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定</p>		<p>円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては12万円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては38万円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては54万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては24万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては66万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては30万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定</p>

改正後		改正前	
	<p>申請にあつては78万円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては37万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては89万円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては45万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち、専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては10万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては4万8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1</p>		<p>申請にあつては78万円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては37万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては89万円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては45万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては10万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては4万8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1</p>

改正後			改正前		
		万円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては13万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円) (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては17万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては8万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円) (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては27万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円) (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては35万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては12万6,000円)、第5基準適			万円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては13万8,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万7,000円) (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては17万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては8万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円) (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては27万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあつては15万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円) (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第4基準適合性に係る認定申請にあつては35万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては12万6,000円)、第5基準適

改正後		改正前	
	<p>合性に係る認定申請にあつては21万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては42万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては25万8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては49万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては30万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。） ア（ア）から（ケ）まで及びイ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に、ウ（ア）から（キ）まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分）が</p> <p>工場等専用部分である場</p>		<p>合性に係る認定申請にあつては21万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円）</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては42万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては25万8,000円（適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円）</p> <p>(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあつては49万5,000円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあつては30万9,000円（適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円）</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） ア（ア）から（ケ）まで及びイ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に、ウ（ア）から（キ）まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分）が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として市長が認める部分（以下この項及び65の17の項において「工場等専用部分」という。）である場</p>

改正後			改正前		
		<p>合にあつては、エ(ア)から(キ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の<b>非住宅部分</b>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の<b>非住宅部分</b>)が工場等専用部分である場合にあっては、エ(ア)から(キ)までに定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>合にあつては、エ(ア)から(キ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の<b>住戸及び共用部分を除いた部分</b>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の<b>住戸及び共用部分を除いた部分</b>)が工場等専用部分である場合にあっては、エ(ア)から(キ)までに定める額を加算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は<b>共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物であつて住戸の数が1であるものの住宅部分</b> 65の16</p>	65の17 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は<b>共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸</b> 65の16</p>

改正後		改正前	
	<p>の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(エに掲げる部分を除く。) 65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分のうち工場等専用部分 65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計</p>		<p>の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで及び同欄第1号イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額</p> <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。) 65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市長が認める建築物 65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計</p>

改正後		改正前	
	<p>(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住宅部分、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。)</p> <p>65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)</p> <p>(65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計</p>		<p>(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)</p> <p>(65の16の項の右欄第1号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の16の項の右欄第1号ア(ア)から(ケ)まで、同欄第1号イ(ア)から(カ)まで及び同欄第1号ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同欄第1号エ(ア)から(キ)までに掲げる額を合算した額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分</p> <p>8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計</p>

改正後			改正前		
		の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額			の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の18及び65の19略			65の18及び65の19略		
65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分     の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては31万5,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては12万3,000円 (2) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万6,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万1,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては58万円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申	65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては31万5,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては12万3,000円 (2) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万6,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては16万1,000円 (3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては58万円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申	

改正後			改正前		
		<p>請にあつては26万1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては71万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては34万1,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては84万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万9,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては96万2,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては48万円</p>			<p>請にあつては26万1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては71万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては34万1,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては84万4,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては40万9,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては96万2,000円、第5基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請にあつては48万円</p>
65の21 略			65の21 略		
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規</p>	65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分に有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規</p>



改正後		改正前	
	<p>の合計が300平方メートル以内のもの 7万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 31万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）</p> <p>ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては9</p>		<p>の合計が300平方メートル以内のもの 7万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、2万3,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 21万7,000円（適合証の提出がある場合にあっては、5万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 31万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）</p> <p>ウ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）又は複合建築物の非住宅部分次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性（以下この項において「第1基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性（以下この項において「第2基準適合性」という。）に係る認定申請にあっては9</p>

改正後		改正前	
	<p>万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては31万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては12万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の</p>		<p>万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては31万5,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては12万3,000円（適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円）</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、3万円）</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては58万円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）、第2基準適合性に係る認定申請にあっては26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の</p>



改正後			改正前		
		<p>は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分ウ(ア)から(キ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備（建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の23の項において同じ。）及び工作物（同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。）に係る部分9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又</p>	65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又</p>



改正後			改正前		
		<p>申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア（ア）又は（イ）に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ（ア）から（エ）までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ（ア）から（エ）までに定める額</p> <p>（イ） 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ（ア）から（キ）までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ（ア）から（キ）までに定める額</p> <p>（2） 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>			<p>申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア（ア）又は（イ）に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ（ア）から（エ）までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ（ア）から（エ）までに定める額</p> <p>（イ） 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ（ア）から（キ）までに掲げる申請に係る床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ（ア）から（キ）までに定める額</p> <p>（2） 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>
65の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額</p> <p>（1） 一戸建ての住宅 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	65の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額</p> <p>（1） 一戸建ての住宅 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

改正後		改正前	
	<p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては3万8,000円(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、6,000円)、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性(以下この項において「第3基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては2万円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては2万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる申請に係る床面積(住宅部分の<b>省令第1条第1項第1号イに規定する</b>設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積</p>		<p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては3万8,000円(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあつては、6,000円)、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性(以下この項において「第3基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては2万円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては4万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては2万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、6,000円)</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる申請に係る床面積(住宅部分の <span style="background-color: yellow;">                    </span>設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積</p>

改正後		改正前	
	<p>を除く。以下この号において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5万円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5万円)</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円(適合</p>		<p>を除く。以下この号において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては7万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては3万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては12万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては6万3,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万3,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては21万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5万円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては11万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、5万円)</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあつては31万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあつては17万2,000円(適合</p>

改正後		改正前	
	<p>証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては25万1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては9万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては31万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては12万3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、3万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、3万円)</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては58万円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあって</p>		<p>証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては25万1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては9万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては31万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては12万3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万9,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、3万円)、第5基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、3万円)</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては58万円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)、第5基準適合性に係る認定申請にあって</p>

改正後		改正前	
	<p>は26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円）</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円）</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）</p> <p>(4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあって</p>		<p>は26万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円）</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては71万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては34万1,000円（適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円）</p> <p>カ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円（適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円）</p> <p>キ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては48万円（適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円）</p> <p>(4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあって</p>

改正後			改正前		
		<p>は第2号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに定める額</p> <p>イ 非住宅部分 第3号アからキまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額</p>			<p>は第2号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに定める額</p> <p>イ 非住宅部分 第3号アからキまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額</p>
65の25から74まで 略			65の25から74まで 略		

議案第 153 号

盛岡市道の駅条例について

1 制定の趣旨

道の駅を設置しようとするものである。

2 条例の内容

道の駅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 開館時間及び休館日

開館時間は、公衆便所、駐車場及び情報提供施設は24時間利用可能とし、他の施設は下表のとおりとする。

休館日は、1月1日とする（公衆便所、駐車場及び情報提供施設を除く。）。

施設	開館時間
産直等物販施設 飲食提供施設 子どもの遊び場	午前9時から午後6時まで
貸店舗（テナント）	午前零時から午後12時まで
多目的室（フューチャーセンター） 広場	午前9時から午後10時まで

(2) 貸店舗の公募

貸店舗の公募の方法及び使用期間等を定めるものとする。

(3) 使用料

別紙のとおり。

3 施行期日

規則で定める日

## 使用料（別表 第12条関係）

### 1 貸店舗

区分	使用料（月額）
店舗1	100,000円
店舗2	100,000円
店舗3	50,000円
店舗4	50,000円
店舗5	50,000円
店舗6	50,000円

#### 【使用料設定の考え方】

- ・ 区画（10坪と20坪）により、月額利用料を設定するものとし、近隣相場や建築単価を基に設定する。
- ・ 利用区画は、店舗前の外空間も含む。
- ・ 利用の許可期間は、5年以内で、更新により最大8年（減価償却期間（飲食）を参照）とする。

### 2 多目的室

区分	使用料
営利を目的としない場合（1時間までごとに）	330円
営利を目的とする場合（1時間までごとに）	990円

備考 冷暖房を使用する場合は、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

#### 【使用料設定の考え方】

- ・ 貸館利用とし、想定使用例や地域住民の利用に供する観点から、近隣公共施設（玉山地域の公民館）の利用料を参考に設定する。
- ・ 貸館の利用の想定は、次のとおり。
  - 市民の講座・教室・学校・大学の総合（探究）学習など
  - 営利団体等の展示即売会等（道の駅設置目的に沿ったもの）

【貸店舗及び多目的室の区画図】



## 使用料（別表 第12条関係）

### 3 広場

区分	使用料	
	音楽、芸能等の興行又は集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合（1日ごとごとに）	その他の場合（1平方メートルまでごとに1日までごと）
区画1	42,000円	40円
区画2	9,000円	40円
区画3	9,000円	40円
区画4	9,000円	40円
区画5	9,000円	40円
区画6	9,000円	40円

#### 【使用料設定の考え方】

- ・広場は、右図の6つの区画とする。
- ・施設整備費を基に、総務省B S耐用年数（公園：40年）などにより、m単価を算出した。
- ・区画ごとに、1日当たり及び1平方メートル当たりの使用料を設定する。ただし、興行又は催しについては、区画全体を利用させるものとし、1日当たりの使用料を設定する。

#### 【使用例】

キッチンカー、前撮り（撮影）、コンサート、マルシェ など

【広場の区画図】

